

公 売 広 報

# 鉾 田 市

## 不 動 産 公 売 参 加 の ご 案 内

公売執行日 **令和 8 年 7 月 3 0 日 ( 木 )**

公売の場所 **鉾田市福祉事務所 2階会議室**  
— 鉾田市鉾田1444番地1 —

**お問い合わせ先**

※公売日直前に公売中止となる場合がありますので、  
お問い合わせの上、ご来場ください。



**鉾田市 市民部 収納課**

TEL 0 2 9 1 - 3 6 - 7 4 9 4

ホームページアドレス <https://www.city.hokota.lg.jp/page/dir001049.html>

物件の詳細な情報は、HPに掲載してあります。



# 不動産公売(期日入札)の流れ

## 公売執行手続き

①公売公告(公売日10日前の日までに掲示)

②見積価額公告(公売日3日前の日までに掲示)

[公売広報の実施]  
市広報誌, 市ホームページなど

③公売日(公告で指定した日時, 会場で実施)

### 【公売当日の手順】

- ・受付
- ・公売説明
- ・公売保証金の納付
- ・入札
- ・開札
- ・最高価申込者決定  
(次順位買受申込者決定)
- ・入札終了
- ・公売保証金返還
- ・最高価, 次順位申込者への説明

※以上の所要時間約1時間30分

3  
週間  
後

④売却決定(午前10時)

⑤買受代金納付期限(売却決定日の午前11時)

1~2週間 ※

⑥権利移転

※農地法許可(届出)を要する場合は, その許可後に登記手続きを開始。

## 入札(参加)者

### 【公売財産の確認】

・物件の詳細内容・価額等を公売資料や市ホームページで確認。

### 【現況・公簿等の確認】

・登記簿や公図, 公的機関で関係資料を閲覧等し, 現況を確認。

### 【農地入札者の参加要件】

・農地法の許可(届け出)が必要な財産の場合は, 財産の所在する市町村農業委員会等発行の買受適格証明書が必要。

### 【入札前に公売が中止となる場合】

・公売財産に係る滞納税を完納等した場合。

### 【当日持参するもの】※公売日時・場所を確認のうえ, ご参加ください。

- 1 公売保証金  
売却区分番号毎に定められた金額に相当する現金等。
- 2 身分証明書  
入札に参加される方(代理人を含む)の運転免許証等。
- 3 印鑑  
入札者が個人の場合はその印鑑(認印可), 法人の場合はその代表者の印鑑, 代理人の場合は代理人の印鑑。
- 4 委任状  
代理人が入札手続きを行う場合は, 代理権限を証する委任状。法人の従業員などが行う場合も委任状が必要。
- 5 収入印紙(200円)  
入札者が営利法人又は個人の営業者の場合で, 落札できなかった公売財産(売却区分番号毎)の公売保証金返還を受ける際に必要。
- 6 陳述書等  
入札をしようとする方(その方が法人である場合には, その役員)が暴力団関係者等に該当しない旨, 自己の計算において入札をさせようとする方(その方が法人である場合には, その役員)が暴力団員等に該当しない旨の陳述書等が必要
- 7 買受適格証明書  
農地法の許可等を必要とする公売財産(売却区分番号毎に記載)を入札する際に必要。

### 【入札後公売が中止となる場合】

- ・買受代金納付期限までに公売財産に係る滞納税を完納した場合。
- ・買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しない場合。
- ・買受人の公売に関して妨害, 不当行為等事実が判明した場合。

### 【登記手続き】

- ・公売執行機関の職員が登記請求を受けて, 差押等抹消, 所有権移転の手續きを実施。(買受人が行う必要はありません)
- ・登記手数料(収入印紙代), その他証明書等は, 買受人が負担。  
※登記に必要な書類等は入札終了後説明します。

### 【公売執行機関からのお知らせ】

- ・公売は滞納者本人, 税務職員, 暴力団関係者などは参加できません。
- ・公売財産は現況有姿のまま売却します。
- ・公売財産の引き渡しの義務を負いません。
- ・公売財産の種類又は品質に関する不適合について, 執行機関は担保責任等を負いません。
- ・買受代金全額納付後のき損等損害負担は, 買受人が負います。
- ・土地境界については, 隣接地所有者と協議をしてください。
- ・公売は予告なく中止することがあります。  
(事前に公売執行機関にお問い合わせください)

### 《問い合わせ先》

〒311-1592  
茨城県銚田市銚田1444番地1  
茨城県銚田市役所 市民部 収納課  
電話 0291-36-7494  
FAX 0291-32-2128  
HP <https://www.city.hokota.lg.jp/page/dir001049.html>  
公売に関するご質問は, 上記までお気軽にお問い合わせください。

## 陳 述 書（個人用・法人用）

銚田市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

- 私は、暴力団員等ではありません。(個人の場合)
- 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。(法人の場合)  
※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 私(当法人)は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

- 自己の計算において私(当法人)に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。  
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

	区分番号	陳述書作成日	令和	年	月	日
□ 個人	住所	〒 _____				
	(フリガナ)	電話番号 ( )				
	氏名					
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
□ 法人	法人所在地	〒 _____				
	(フリガナ)	電話番号 ( )				
	法人名称					
	代表者氏名					
	役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり				

### 【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。  
 陳述書は、入札等を行う財産(区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。  
 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 6 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 7 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

# 記載例

様式①

## 陳述書（個人用・法人用）

銚田市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

- 私は、暴力団員等ではありません。（個人の場合）
- 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。（法人の場合）  
 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 私（当法人）は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

- 自己の計算において私（当法人）に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。  
 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号	〇-〇	陳述書作成日	令和 〇〇 年 〇 月 〇 日
□個人	住所	〒〇〇〇-□□□□ 銚田市〇〇 □□□ 電話番号 〇〇〇〇 ( 〇〇 ) 〇〇〇〇	
	(フリガナ)	ホコタ タロウ	
	氏名	銚田 太郎	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇〇年△△月□□日
□法人	法人所在地	〒 - 電話番号 ( )	
	(フリガナ)		
	法人名称		
	代表者氏名		
役員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり		

### 【注意事項】

- 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 法人の場合は、陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

## 入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名			役職
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名			役職
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名			役職
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
4	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名			役職
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
5	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名			役職
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

## 【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

## 記載例

## 入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒〇〇〇-□□□□ 銚田市〇〇 □□		
	(フリガナ)	ホコタ タロウ		
	氏 名	銚田 太郎	役職	代表取締役
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和    〇〇年□□月△△日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒□□□-〇〇〇〇 銚田市□□ △△△		
	(フリガナ)	イバラキ ジロウ		
	氏 名	茨城 二郎	役職	取締役
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和    〇〇年〇月〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒〇〇〇-□□□□ 銚田市〇〇 □□		
	(フリガナ)	ホコタ ハナコ		
	氏 名	銚田 花子	役職	監査役
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和    〇〇年△月〇日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
4	住 所	〒            -		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和    年    月    日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
5	住 所	〒            -		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和    年    月    日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

## 【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

## 【陳述書別紙】

## 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
□法人	法人所在地	〒 —			
	(フリガナ)				
	法人名称				
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり			

## 【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください)。  
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

【陳述書別紙】

## 記載例

## 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住所	〒〇〇〇-□□□□ 銚田市〇〇 □□		個人の場合
	(フリガナ)	ホコタ タロウ		
	氏名	銚田 太郎		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇〇年 □□月 △△日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
□法人	法人所在地	〒 -		法人の場合
	(フリガナ)			
	法人名称			
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり		

## 【注意事項】

- 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください)。  
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

### 自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
4	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
5	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

#### 【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。  
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

## 自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒〇〇〇-□□□□ 銚田市〇〇 □□		
	(フリガナ)	ホコタ タロウ		
	氏 名	銚田 太郎	役職	代表取締役
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇〇年□□月△△日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒□□□-〇〇〇〇 銚田市□□ △△△		
	(フリガナ)	イバラキ ジロウ		
	氏 名	茨城 二郎	役職	取締役
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇〇年〇月〇日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒〇〇〇-□□□□ 銚田市〇〇 □□		
	(フリガナ)	ホコタ ハナコ		
	氏 名	銚田 花子	役職	監査役
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇〇年△月〇日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
4	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
5	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

## 【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。  
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

# 目 次

入札される方へ	10
公売のしおり	11～13
委任状(参考様式)	14
入札書(記載例)	15
公売の日時及び場所等	16
公売財産の一覧表	17

## 入札される方へ

- 1 公売財産の明細は、執行機関に備え付けてある「公売公告」をご覧ください。
- 2 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については、登記簿を閲覧するなどしたうえで、入札してください。  
  
土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。また、執行機関は公売財産の引渡義務を負いません。使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。
- 3 入札の手続きなどは、次ページ以降の「公売のしおり」をご覧ください。
- 4 入札当日は、次のものが必要になりますのでご持参ください。
  - (1) 公売保証金(現金又は銀行振出の小切手により、売却区分番号ごとに定めた金額)
  - (2) 印鑑(個人が入札する場合は本人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印)
  - (3) 代理人が入札する場合は、委任状(参考様式は別掲参照)及び代理人の印鑑  
  
※法人名義で入札する場合で、代表権限を有しない社員等が公売手続を行う際にも、その社員等に対する委任状が必要となります。
  - (4) 収入印紙(200円)(入札者が、営利法人の場合又は個人で営業者の場合に必要です)  
  
※「公売のしおり 10 公売保証金の返還」参照
  - (5) 公売財産が農地等の場合は、財産の所在地を管轄する都道府県知事又は農業委員会の発行する買受適格証明書
- 5 本広報に記載されている公売財産は、直前に公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。

# 公売のしおり

## 1 公売参加資格

公売には原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。

- (1) 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売実施の適正化のための措置(国税徴収法第108条)等、法令の規定により買受人となることができない者
- (2) 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合これらの資格等を有しない者
- (3) 「暴力団関係者等でないことの陳述書」を提出しない場合  
(なお、陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万以下の罰金に処せられます。(国税徴収法第189条))

## 2 入札

(1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記・登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧するなどしたうえで、入札してください。

なお、公売財産が土地の場合、その境界については隣接地所有者と協議してください。

(2) 公売財産は「売却区分番号」で整理されていますので、入札書は「売却区分番号」ごとに作成してください。

(3) 入札書には、個人にあつては住民登録上の住所・氏名を、法人にあつては、商業登記上の所在地・商号を記載してください。なお、入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。

(4) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消することはできません。

(5) 同一の売却区分番号の物件について、同一人が2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

(6) 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。

(7) 共同して入札する場合は、専用の「共同入札書」がありますので、申し出てください。

## 3 公売保証金の納付

公売保証金の納付を必要とする財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。

なお、公売保証金は、現金又は小切手（銀行、信用金庫若しくは郵便局振出しのもの又は、これらの金融機関の支払保証のあるもの）で、公売日に公売会場で納付してください。

## 4 開札方法

開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立会って開札します。

## 5 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ最高の価額である者に対して行います。

## 6 次順位買受申込者の決定

(1) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの)による入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。なお、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。

(2) 次順位買受申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

## 7 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札を行うことがあります。

## 8 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

(1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

(2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

## 9 複数落札入札の方法による最高価申込者の決定

複数落札入札の方法による公売の場合は、見積価額以上の入札者のうち、高額の入札者から順次に公売財産の数量に達するまでの入札者をもって、最高価申込者とします。

## 10 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後直ちに返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

なお、公売保証金の返還を受ける者は、公売保証金の領収証書を提示して請求してください。

また、公売保証金の返還を受ける者が、個人の不動産業者等の場合又は営利法人の場合は、200円の収入印紙が必要です。

## 11 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

## 12 買受代金の納付

買受人は売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額を執行機関が指定した銀行預金口座に振り込む方法又は現金若しくは小切手(銀行、信用金庫若しくは郵便局の振り出しのもの、又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの)で、売却決定を行う執行機関に納付してください。

具体的な手続等は、公売終了後に説明します。

## 13 権利移転の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに、公売財産を取得します。ただし、次に掲げる財産については、それぞれの要件を満たさなければ、権利移転の効果は生じません。なお、買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

(1) 農地等については、都道府県知事等の許可

(2) その他法令の規定により許可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録

## 14 財産の引渡しの方法

公売財産が不動産の場合、執行機関は引渡しの義務を負いません。

## 15 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用(権利移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は、買受人の負担となります。

## 16 権利移転手続

買受人は各執行機関に、登記、登録の嘱託を請求することのできる財産(不動産等)の場合は、速やかに必要書類を提出してください。なお、公売財産が農地等である場合は、都道府県知事または市町村農業委員会が発行する権利移転の許可書又は届出受理書が必要です。

## 17 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取消します。

- (1) 買受代金の納付期限前に、滞納市税の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

## 18 買受申込者等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行の停止があった場合には、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、その停止されている間は、入札又は買受を取消することができます。

## 19 公売保証金の帰属等

買受人が買受代金を、その納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取消された場合は、その者の納付した公売保証金は、公売に係る市税に充て、なお、残余がある場合には、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は、執行機関に帰属します。

# 委 任 状

令和 年 月 日

茨城県鉾田市長 殿

(委任者) 住 所

氏 名 印

電 話

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所

氏 名 印

電 話

## 委任事項

令和 年 月 日公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還にかかる受領の権限
- 4 暴力団関係者等でないことの陳述書の提出の権限
- 5 上記1～4に附帯する一切の権限

# 記 載 例

太線枠内の事項をていねいに記載してください。

( 売 却 決 定 決 議 )

( 最 高 価 申 込 者 の 決 定 決 議 )

## 入 札 書

茨城県鉾田市長 殿

※住所は、市郡から記載する。(茨城県以外の場合は、都道府県名から。) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

入 札 者	住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234番地1
	ふりがな 氏名又は名称	ふりがな 〇〇 〇〇 <span style="float: right;">【買受人名】</span>
代 理 人	住 所	} 代理人が入札する場合は、代理人の住所・氏名を記載してください。(委任状が必要です) <span style="float: right;">【代理人名】</span>
	氏 名	

下 記 の と お り 入 札 し ま す。

### 記

売却区分番号	入 札 価 額										
〇〇-〇〇	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	2	3	0	0	0	0	0

**[注意事項]**

- 1 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
- 2 字体は鮮明にし、黒又は青のインク又はボールペンで書いてください。
- 3 複数の者が共同して入札する場合には、別の用紙がありますので請求してください。
- 4 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
- 5 個人の場合は住民登録上の住所・氏名を、法人の場合は商業登記簿上の所在・名称(代表者名)を記載してください。
- 6 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 7 訂正した入札書は無効です。書き損じたときは、新しい用紙を請求してください。
- 8 架空の名義又は他人の名義での入札は無効となります。
- 9 提出された入札書の引き換え、変更、取消はできません。また、二重に提出された入札書はどちらも無効となります。

入札箱に入れる前に、売却区分番号・金額・住所・氏名に誤りがないかを、もう一度確認してください。

## 公売の日時及び場所等

1	公売開始の日時 及び締切の日時	令和8年7月30日(木) 午前10時20分から午前11時00分まで
2	公売の場所及び 開札の場所	銚田市銚田1444番地1 銚田市福祉事務所 2階会議室
3	開札の日時	令和8年7月30日(木) 午前11時01分
4	売却決定の日時	令和8年8月20日(木) 午前10時00分
5	売却決定の場所	銚田市役所 市民部 収納課
6	代金納付期限	令和8年8月20日(木) 午前11時00分

## 公売日の入札手順

9時50分から 受付開始

10時00分から 注意事項説明

10時13分から 入札書・保証金袋 交付

10時20分から 入札開始

委任状(代理人が入札する場合)・買受適格証明書(農地の場合)も併せてご提出ください。

10時55分まで 保証金受付締切

11時00分 入札終了

11時01分 開 札

最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

公売終了後

最高価申込者及び次順位買受申込者の方には、権利移転関係の説明を行います。

最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方には、公売保証金を返還いたします。

# 公売財産の一覧表

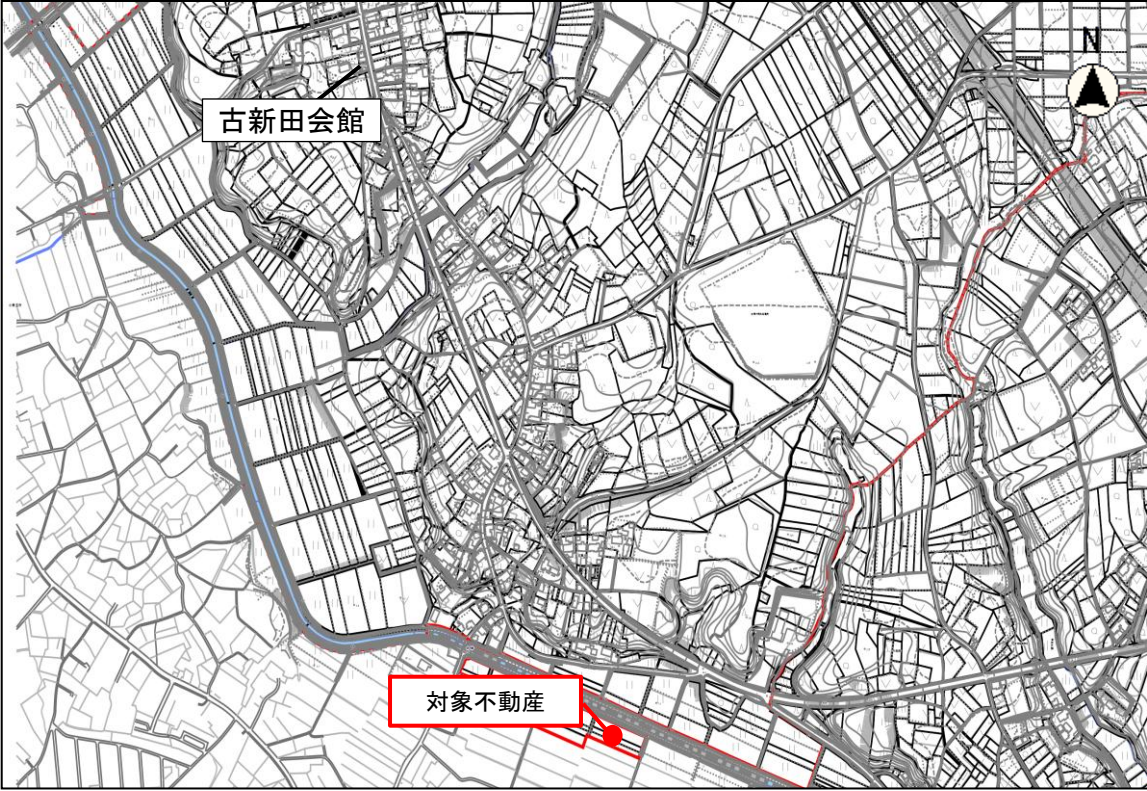
売却区分 番号	見積価額	財産 種別	財 産 所 在 地	買受適格 証明書	頁
	公売保証金				
R8-1	151,360円	田	鉾田市紅葉字長町1729番	要	18
	20,000円				
R8-2	270,000円	畑	鉾田市当間字浜井場2274番	要	21
	30,000円				
R8-3	170,000円	畑	鉾田市上幡木字平794番、795番	要	24
	20,000円				
R8-4	400,000円	畑	鉾田市高田字ニウバ平846番2	要	27
	40,000円				
R8-5	226,132円	田	鉾田市中居字弘法ヶ根1775番	要	30
	30,000円				
R8-6	1,020,000円	畑	鉾田市造谷字山ノ崎415番	要	33
	110,000円				
R8-8	750,000円	畑	鉾田市台濁沢字中ノ町742番	要	36
	80,000円				
R8-9	440,000円	畑	鉾田市下富田字牛頭坂959番3	要	39
	50,000円				
R8-10	440,000円	畑	鉾田市大和田字広山1551番	要	42
	50,000円				
R8-12	3,480,000円	畑	鉾田市鹿田字下境沼897番2	要	45
	350,000円				

銚田市公告第20号

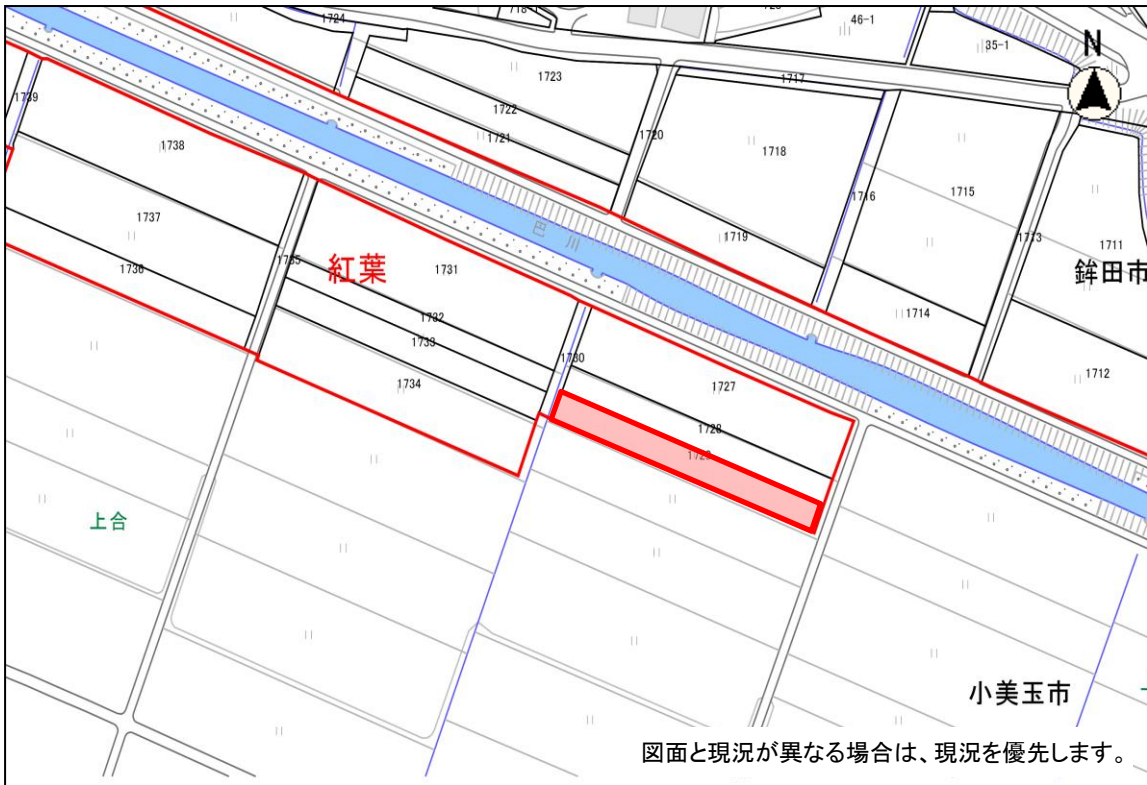
売却区分番号	R8-1	入札日時	令和8年7月30日	午前10時20分から
			令和8年7月30日	午前11時00分まで
見積価額	151,360円		公売保証金	20,000円
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 銚田市紅葉字長町</p> <p>地番 1729番</p> <p>地目 田</p> <p>地積 921m<sup>2</sup></p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	鹿島臨海鉄道大洗鹿島線「鹿島旭」駅の西方約10.0km 銚田市役所の北西方約12.5km 近隣の集落中心(古新田会館)まで約1.8km JAほこた営農センターまで約9.2km (いずれも道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域、用途地域の指定なし、農業振興地域内、農用地区域内、土地改良区域内			
接道状況	南東側 幅員約3.0m 未舗装市道 系統連続性は普通			
物件の概況	地勢	概ね平坦		
	画地条件	間口:約9m 奥行:約100m		
	形状	長方形		
使用状況等	休耕地 管理の程度は普通(耕作にあたり特段の復旧作業は不要)。			
特記事項	買受人の資格その他の要件:農地につき「買受適格証明書」を要す。 農地法第3条に規定する永小作権、賃借権等の該当は無い。 石岡台地土地改良区より毎年賦課金(年間11,052円)が課されます。 未納賦課金は買受人に承継されます。 未納賦課金額等、詳細は石岡台地土地改良区へお問い合わせください。			
一括換価について	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。			
[ 注 意 事 項 ]	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、執行機関(銚田市)は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関(銚田市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>4 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</li> </ol>			

売却区分番号	R8-1
--------	------

所在図



見取図



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

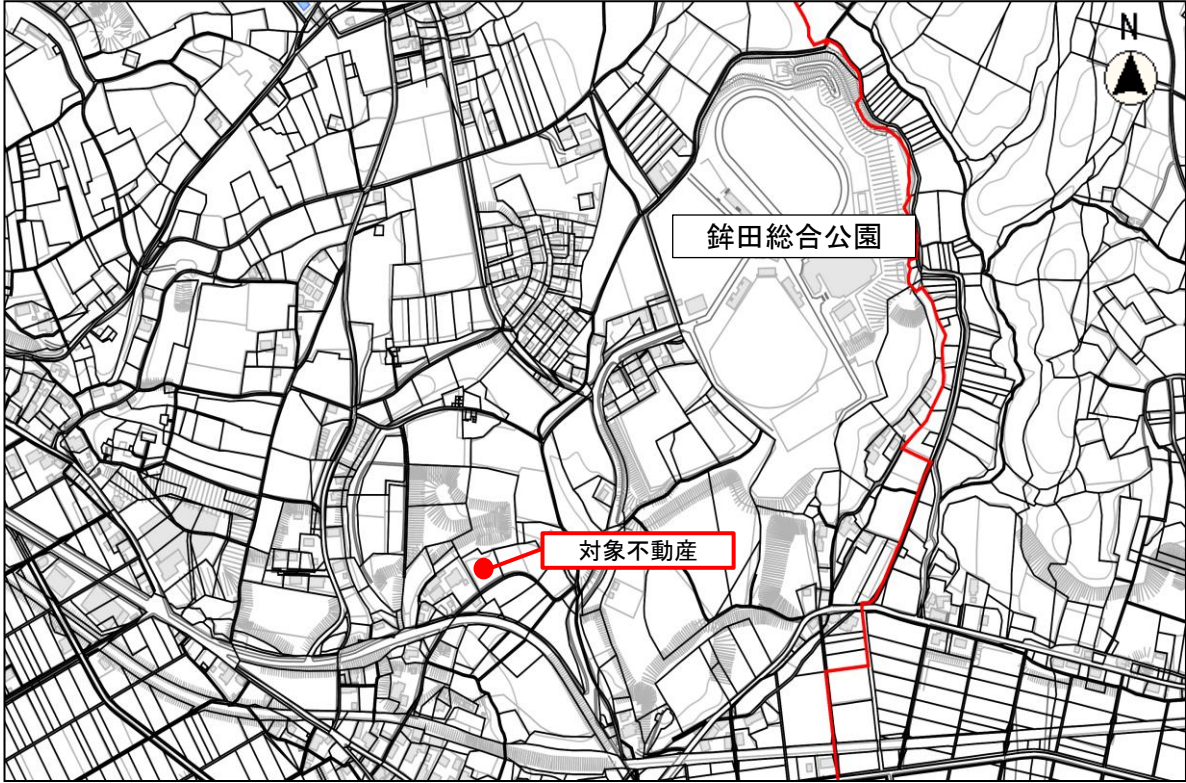


銚田市公告第21号

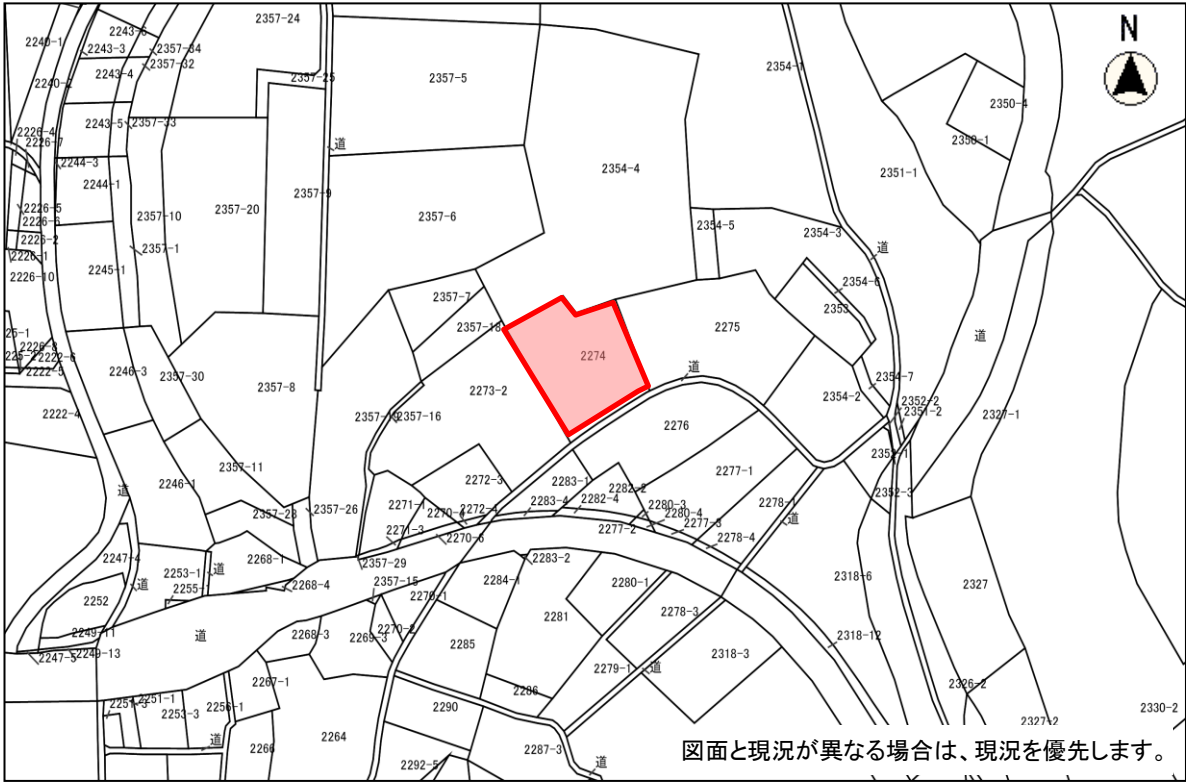
売却区分番号	R8-2	入札日時	令和8年7月30日	午前10時20分から
			令和8年7月30日	午前11時00分まで
見積価額	270,000円 持分内訳:135,000円、135,000円		公売保証金	30,000円
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 銚田市当間字浜井場</p> <p>地番 2274番</p> <p>地目 畑</p> <p>地積 1305㎡</p> <p>持分 2分の1、2分の1</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	鹿島臨海鉄道大洗鹿島線「新銚田」駅の西方約3.6km 銚田市役所の西方約3.4km 近隣の集落中心(坂戸公民館)まで約0.3km JAほこた営農センターまで約5.6km(いずれも道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域内、用途地域の指定なし、農業振興地域内、農用地区域内、土地改良区域外			
接道状況	南東側 幅約2.0m 系統連続性は普通			
物件の概況	地勢	概ね平坦		
	画地条件	間口:約29m 奥行:約57m		
	形状	ほぼ整形		
使用状況等	耕作中の畑 管理の程度は普通(耕作にあたり特段の復旧作業は不要)			
特記事項	対象地の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地「坂戸遺跡」に含まれている。開発行為を行う際は届出・調査が必要になるが、農地利用への影響は無い。 農地法第3条に規定する永小作権、賃借権等の該当は無い。 買受人の資格その他の要件:農地につき「買受適格証明書」を要す。			
一括換価について	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。			
[ 注 意 事 項 ]	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、執行機関(銚田市)は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関(銚田市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>4 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ol>			

売却区分番号	R8-2
--------	------

所在図	
-----	--



見取図	
-----	--



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

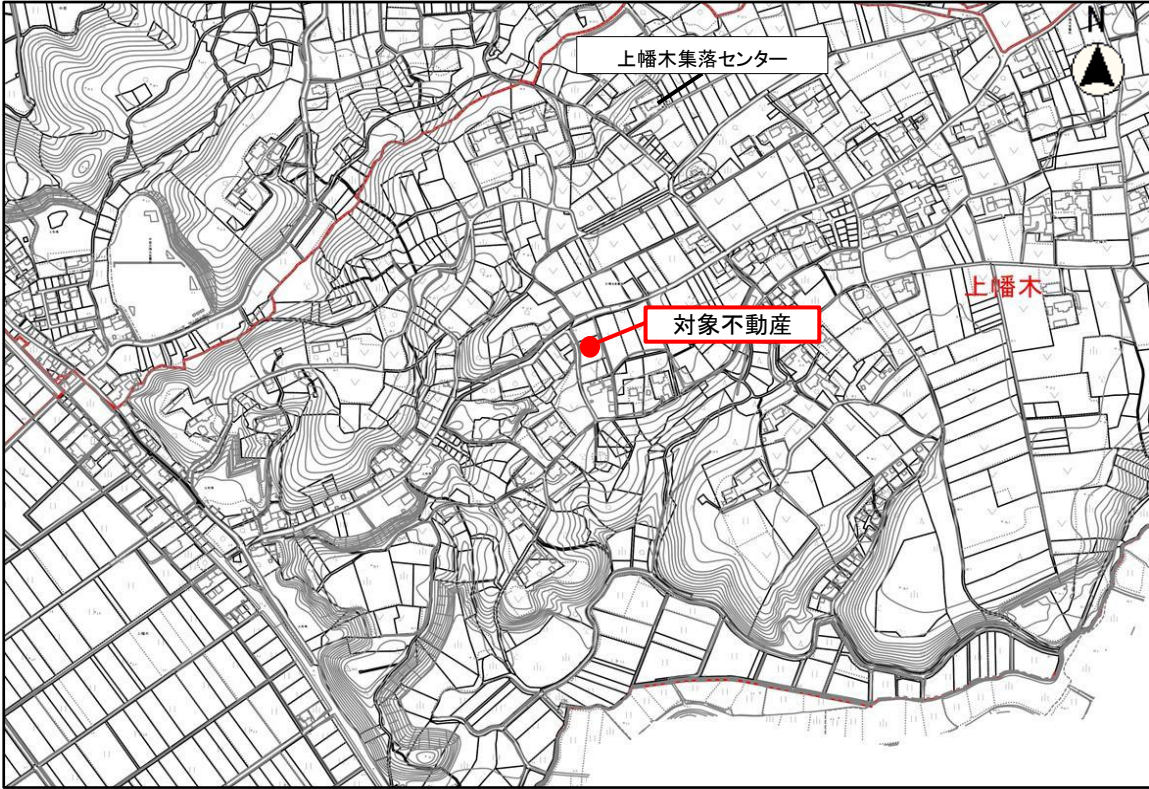


銚田市公告第22号

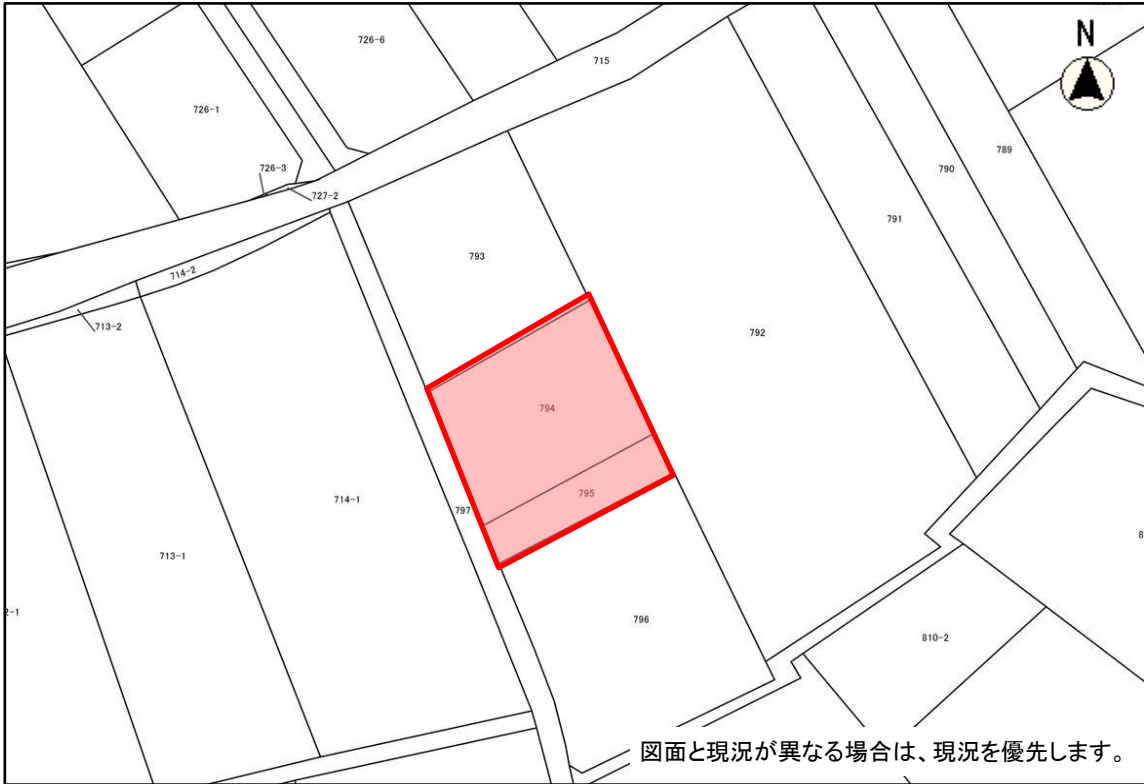
売却区分番号	R8-3	入札日時	令和8年7月30日	午前10時20分から
			令和8年7月30日	午前11時00分まで
見積価額	170,000円		公売保証金	20,000円
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 銚田市上幡木字平</p> <p>地番 794番、795番</p> <p>地目 畑</p> <p>地積 689m<sup>2</sup></p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	鹿島臨海鉄道大洗鹿島線「鹿島灘」駅の西約3.4km 銚田市役所の南東方約12.8km 近隣の集落中心(上幡木集落センター)まで約0.3km JAなめがたしおさい鹿嶋営農センターまで約6.0km(いずれも道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域、用途地域の指定なし、農業振興地域内、農用地区域内、土地改良区域外			
接道状況	西側 幅員約2.5m 未舗装農道 系統連続性はやや劣る			
物件の概況	地勢	概ね平坦		
	画地条件	間口:約26m	奥行:約26m	
	形状	ほぼ正方形		
使用状況等	耕作中の畑 管理の程度は普通(耕作にあたり特段の復旧作業は不要)			
特記事項	買受人の資格その他の要件:農地につき「買受適格証明書」を要す。 農地法第3条に規定する永小作権、賃借権等の該当は無い。			
一括換価について	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。			
[ 注 意 事 項 ]	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、執行機関(銚田市)は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関(銚田市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>4 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</li> </ol>			

売却区分番号	R8-3
--------	------

所在図	
-----	--



見取図	
-----	--



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

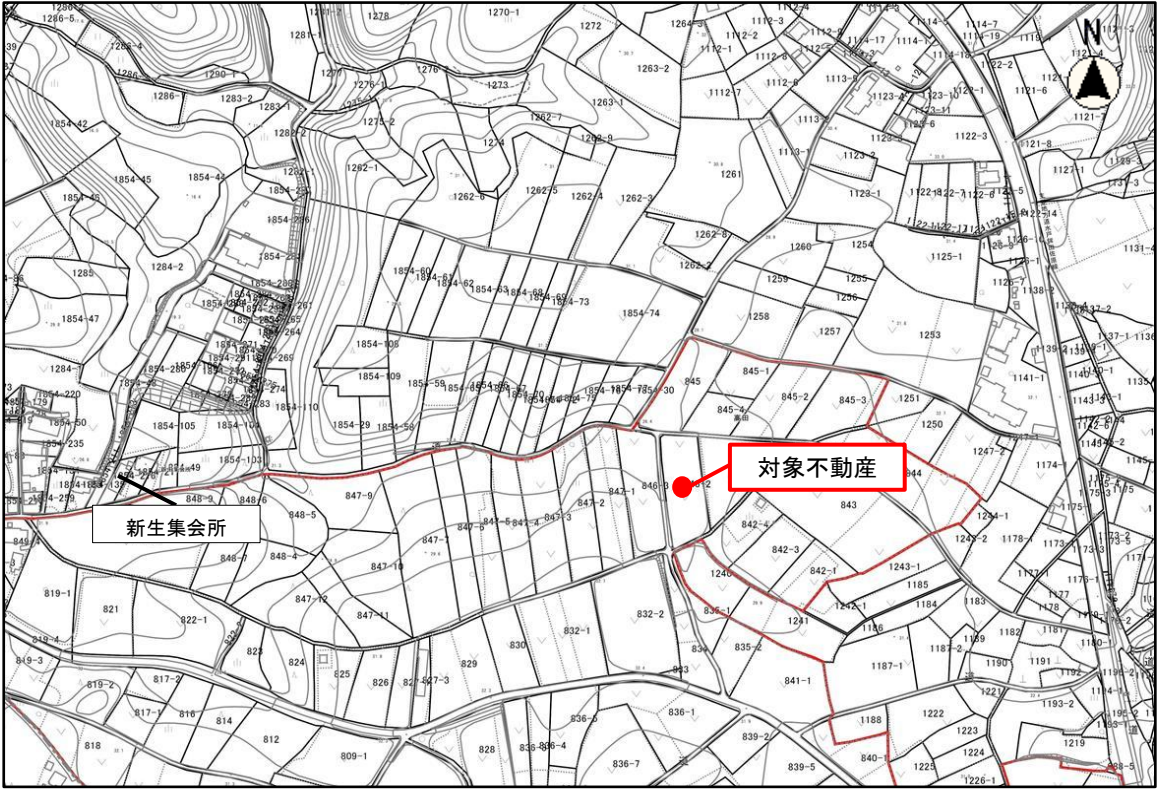


銚田市公告第23号

売却区分番号	R8-4	入札日時	令和8年7月30日	午前10時20分から
			令和8年7月30日	午前11時00分まで
見積価額	400,000円		公売保証金	40,000円
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 銚田市高田字ニウバ平</p> <p>地番 846番2</p> <p>地目 畑</p> <p>地積 1907㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	鹿島臨海鉄道大洗鹿島線「新銚田」駅の南西約3.7km 銚田市役所の南西方約4.1km 近隣の集落中心(新生集会所)まで約0.7km JAほこた営農センターまで約8.7km(いずれも道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域、用途地域の指定なし、農業振興地域内、農用地区域内、土地改良区域外			
接道状況	角地 西側 幅員約2.4m 未舗装市道 北側 幅員約2.4m 未舗装市道 系統連続性は普通			
物件の概況	地勢	概ね平坦		
	画地条件	間口:約80m 奥行:約26m		
	形状	ほぼ台形		
使用状況等	耕作準備中の畑 管理の程度は普通(耕作にあたり特段の復旧作業は不要)			
特記事項	農地法第3条に規定する永小作権、賃借権等の該当はない。 買受人の資格その他の要件:農地につき「買受適格証明書」を要す。			
一括換価について	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。			
[ 注 意 事 項 ]	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、執行機関(銚田市)は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関(銚田市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。</li> <li>4 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ol>			

売却区分番号 R8-4

所在図



見取図



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

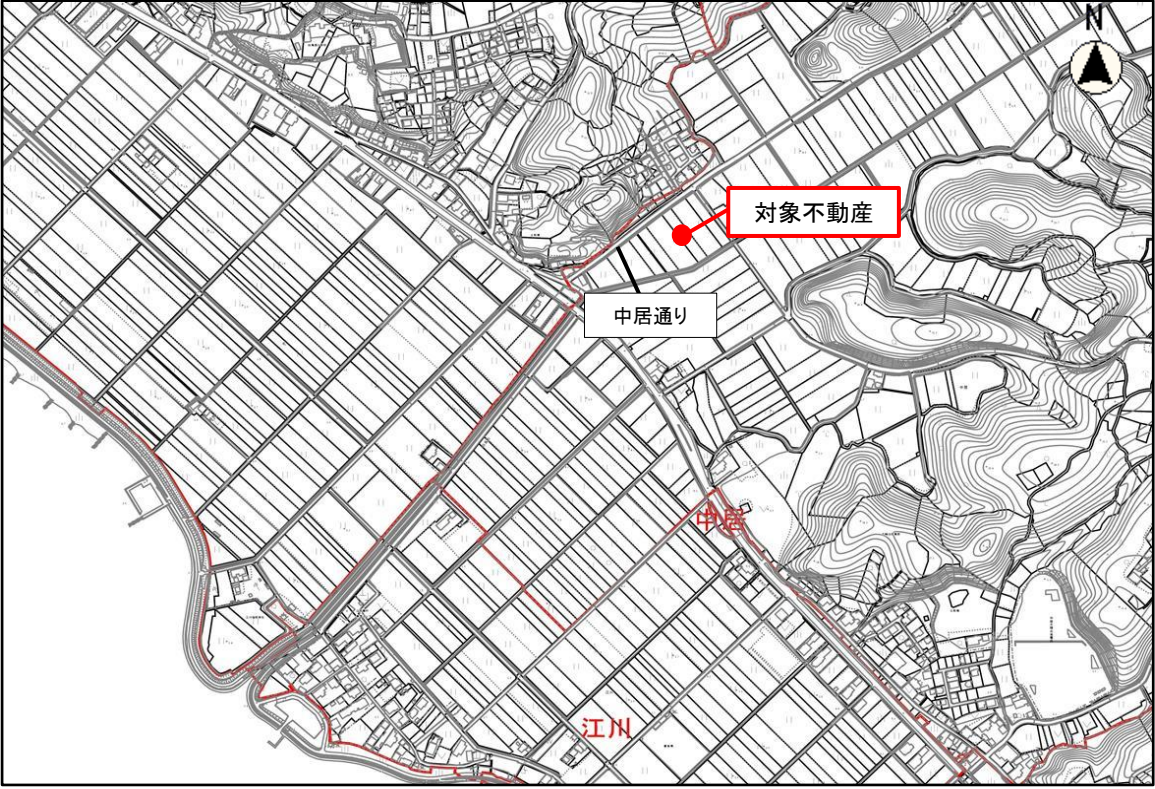


銚田市公告第24号

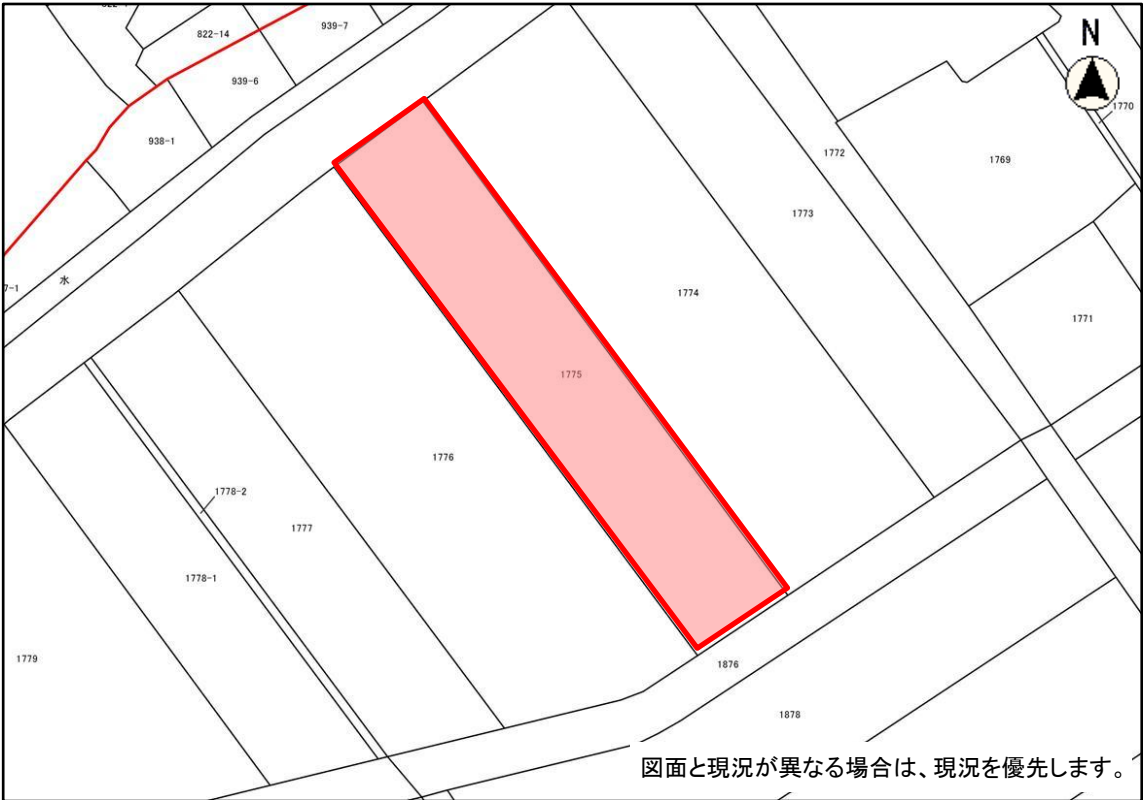
売却区分番号	R8-5	入札日時	令和8年7月30日	午前10時20分から
			令和8年7月30日	午前11時00分まで
見積価額	226,132円 持分内訳:113,066円、113,066円		公売保証金	30,000円
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 銚田市中居字弘法ケ根</p> <p>地番 1775番</p> <p>地目 田</p> <p>地積 1233㎡</p> <p>持分 2分の1、2分の1</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	鹿島臨海鉄道 大洗鹿島線「大洋駅」の南西方 約4.7km 銚田市役所の南東方 約11.0km 近隣の集落中心(大洋村中居白鳥会館)まで 約1.2km JAほこた大洋選荷場まで 約5.0km(いずれも道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域内、用途地域の指定なし、農業振興地域内、農用地区域内、土地改良区域内			
接道状況	北西側 幅員約5.0m 舗装市道 系統連続性は普通			
物件の概況	地勢	概ね平坦		
	画地条件	間口:約15m 奥行:約82m		
	形状	長方形		
使用状況等	耕作中の田 管理の程度は普通(耕作にあたり特段の復旧作業は不要)			
特記事項	農地法第3条に規定する永小作権、賃借権等の該当は無い。 農地につき、買受人には「買受適格証明書」を要す。 大洋土地改良区より毎年賦課金(年間18,248円)が課されます。 未納賦課金は買受人に承継されます。 未納賦課金額等、詳細は大洋土地改良区へお問い合わせください。			
一括換価について	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。			
[ 注 意 事 項 ]	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、執行機関(銚田市)は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関(銚田市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>4 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ol>			

売却区分番号	R8-5
--------	------

所在図
-----



見取図
-----



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。



銚田市公告第25号

売却区分番号	R8-6	入札日時	令和8年7月30日	午前10時20分から
			令和8年7月30日	午前11時00分まで
見積価額	1,020,000円		公売保証金	110,000円
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 銚田市造谷字山ノ崎</p> <p>地番 415番</p> <p>地目 畑</p> <p>地積 5350㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	鹿島臨海鉄道大洗鹿島線「鹿島旭」駅の北東方約2.4km 銚田市役所の北方約10.5km 近隣の集落中心(小橋会館)まで約0.6km JA旭村 営農センターまで約2.0km (いずれも道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域、用途地域の指定なし、農業振興地域内、農用地区域外、土地改良区外			
接道状況	南側 幅員約4.0m 舗装市道 系統連続性: 西方で実質的に行き止まり			
物件の概況	地勢	概ね平坦		
	画地条件	間口:約50m 奥行:約97m		
	形状	ほぼ整形		
使用状況等	耕作放棄畑(雑草が繁茂) 管理の程度は劣る(耕作にあたり復旧作業が必要)			
特記事項	買受人の資格その他の要件:農地につき「買受適格証明書」を要す。 農地法第3条に規定する永小作権、賃借権等の該当は無い。			
一括換価について	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。			
[ 注 意 事 項 ]	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、執行機関(銚田市)は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関(銚田市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>4 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</li> </ol>			

売却区分番号	R8-6
--------	------

所在図
-----



見取図
-----



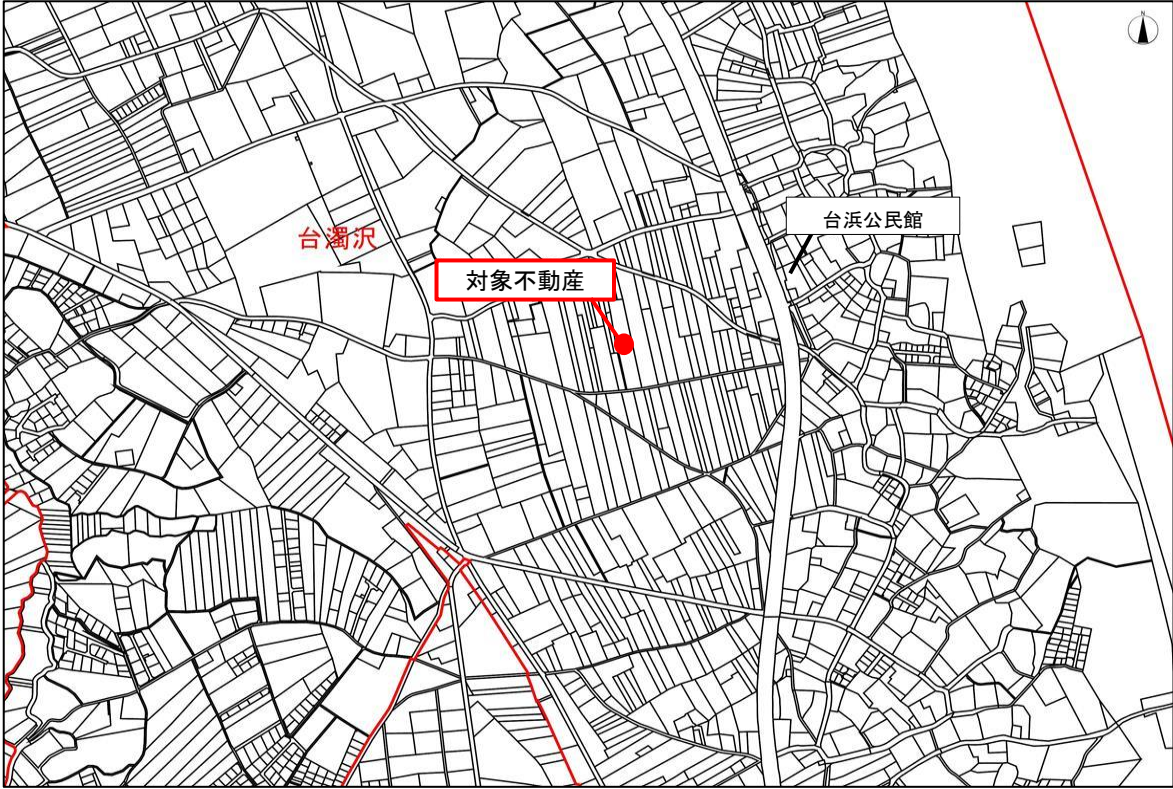


銚田市公告第27号

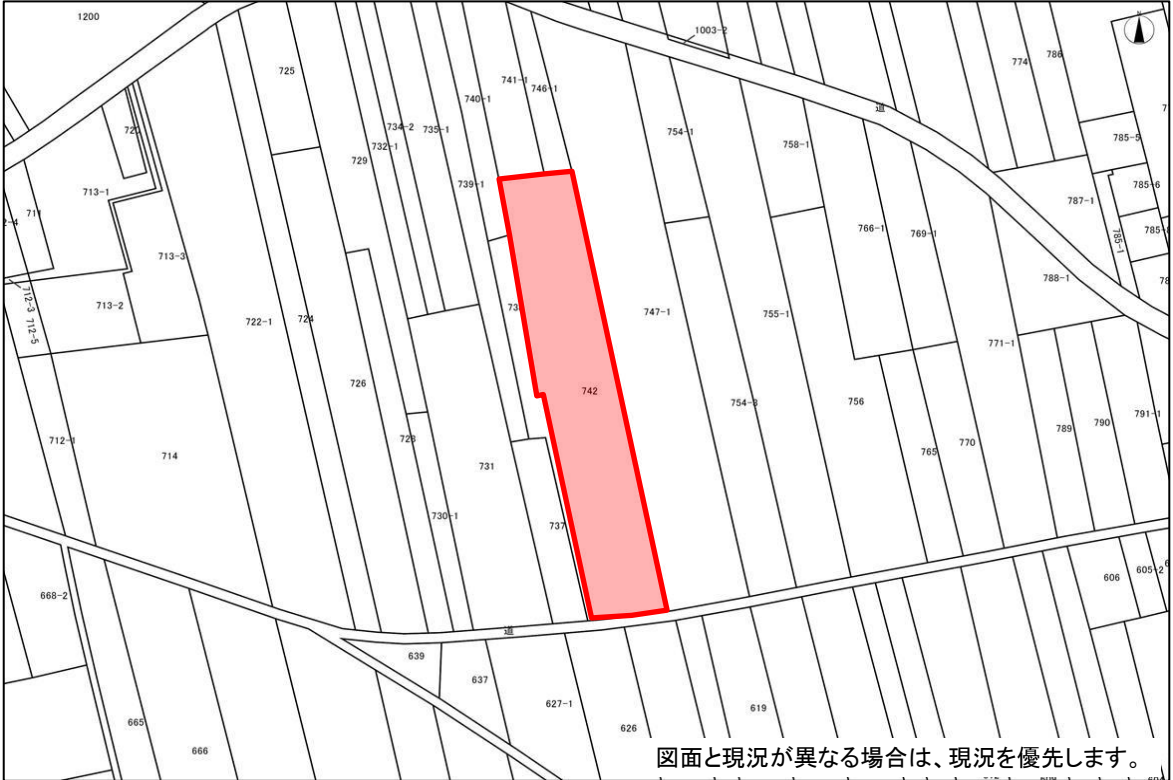
売却区分番号	R8-8	入札日時	令和8年7月30日	午前10時20分から
			令和8年7月30日	午前11時00分まで
見積価額	750,000円 持分内訳:125,000円、375,000円、125,000円、125,000円		公売保証金	80,000円
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 銚田市台濁沢字中ノ町</p> <p>地番 742番</p> <p>地目 畑</p> <p>地積 2528㎡</p> <p>持分 6分の1、2分の1、6分の1、6分の1</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	鹿島臨海鉄道大洗鹿島線「大洋」駅の北約3.6km 銚田市役所の南東方約8.0km 近隣の集落中心(台浜公民館)まで約0.4km JAほこた大洋選荷場まで約3.0km(いずれも道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域、用途地域の指定なし、農業振興地域内、農用地区域内、土地改良区域外			
接道状況	南側 幅員約3.0m 未舗装市道 系統連続性は普通			
物件の概況	地勢	概ね平坦		
	画地条件	間口:約20m 奥行:約125m		
	形状	ほぼ長方形		
使用状況等	耕作準備中の畑 管理の程度は普通(耕作にあたり特段の復旧作業は不要)			
特記事項	買受人の資格その他の要件:農地につき「買受適格証明書」を要す。 農地法第3条に規定する永小作権、賃借権等の該当は無い。			
一括換価について	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。			
[ 注 意 事 項 ]	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、執行機関(銚田市)は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関(銚田市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>4 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</li> </ol>			

売却区分番号 R8-8

所在図



見取図



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

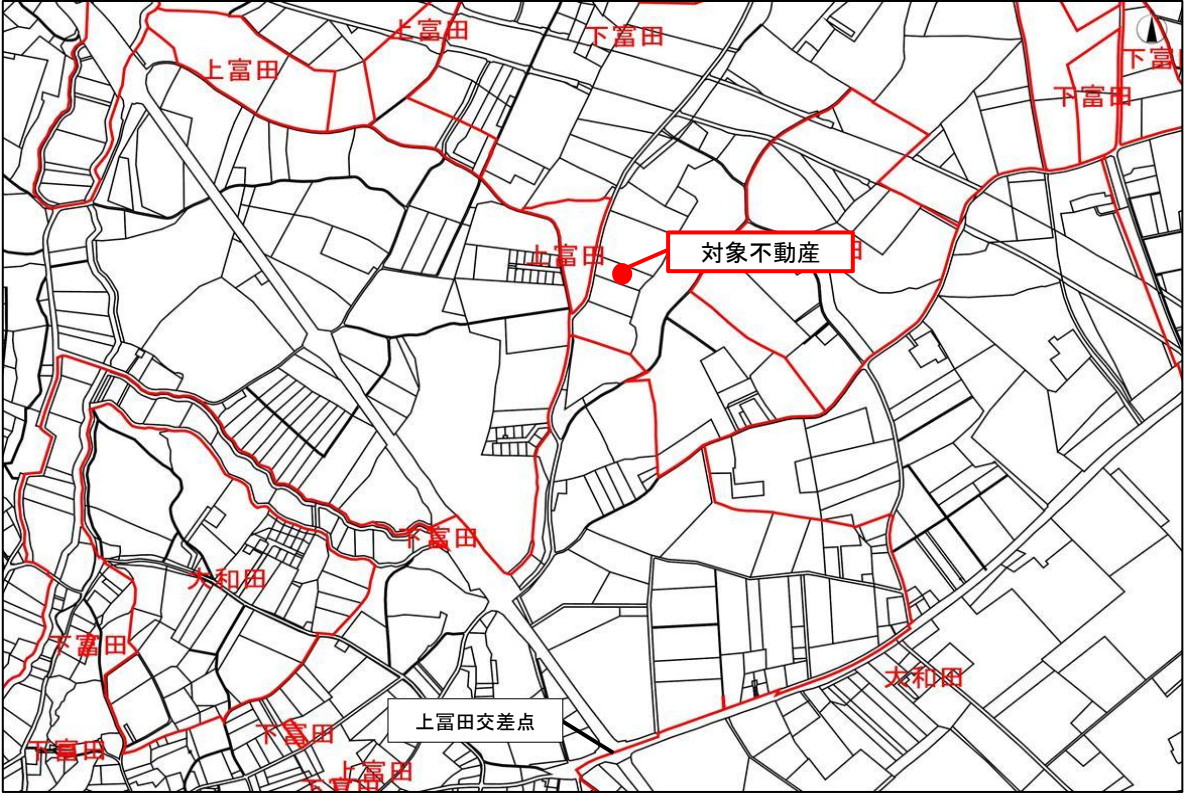


銚田市公告第28号

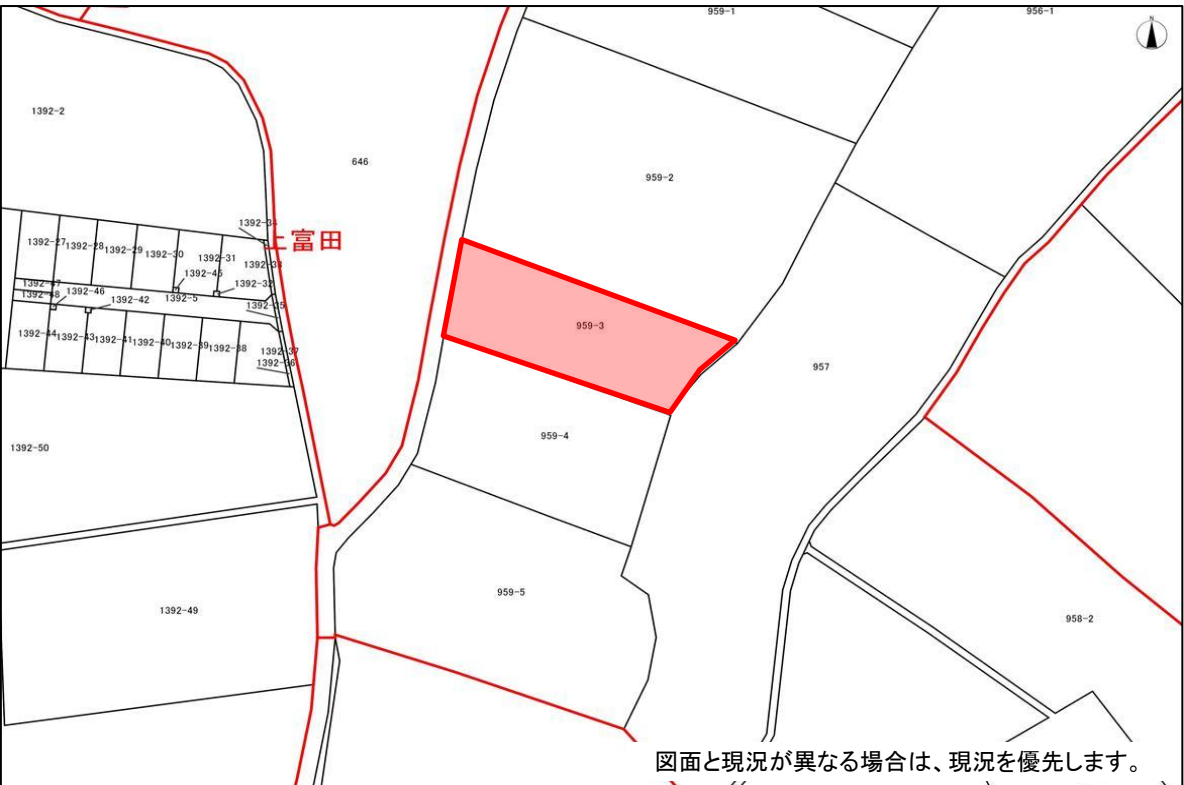
売却区分番号	R8-9	入札日時	令和8年7月30日	午前10時20分から
			令和8年7月30日	午前11時00分まで
見積価額	440,000円		公売保証金	50,000円
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 銚田市下富田字牛頭坂</p> <p>地番 959番3</p> <p>地目 畑</p> <p>地積 1801㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	鹿島臨海鉄道 大洗鹿島線「徳宿」駅の北西約7.5km 銚田市役所の北西方約9.0km 近隣の集落中心(上富田生活改善センター)まで約1.1km JA新ひたち野小川営農センターまで約7.2km (いずれも道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域、用途地域の指定なし、農業振興地域内、農用地区域内、土地改良区域外			
接道状況	西側 幅員約4.0m 舗装市道 系統連続性は普通			
物件の概況	地勢	概ね平坦、普通		
	画地条件	間口:約27m 奥行:約78m		
	形状	台形		
使用状況等	耕作準備中の畑 管理の程度は普通(耕作にあたり特段の復旧作業は不要)			
特記事項	農地につき、買受人には「買受適格証明書」を要す。 農地法第3条に規定する永小作権、賃借権等の該当は無い。			
一括換価について	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。			
[ 注 意 事 項 ]	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、執行機関(銚田市)は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関(銚田市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>4 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</li> </ol>			

売却区分番号	R8-9
--------	------

所在図	
-----	--



見取図	
-----	--



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

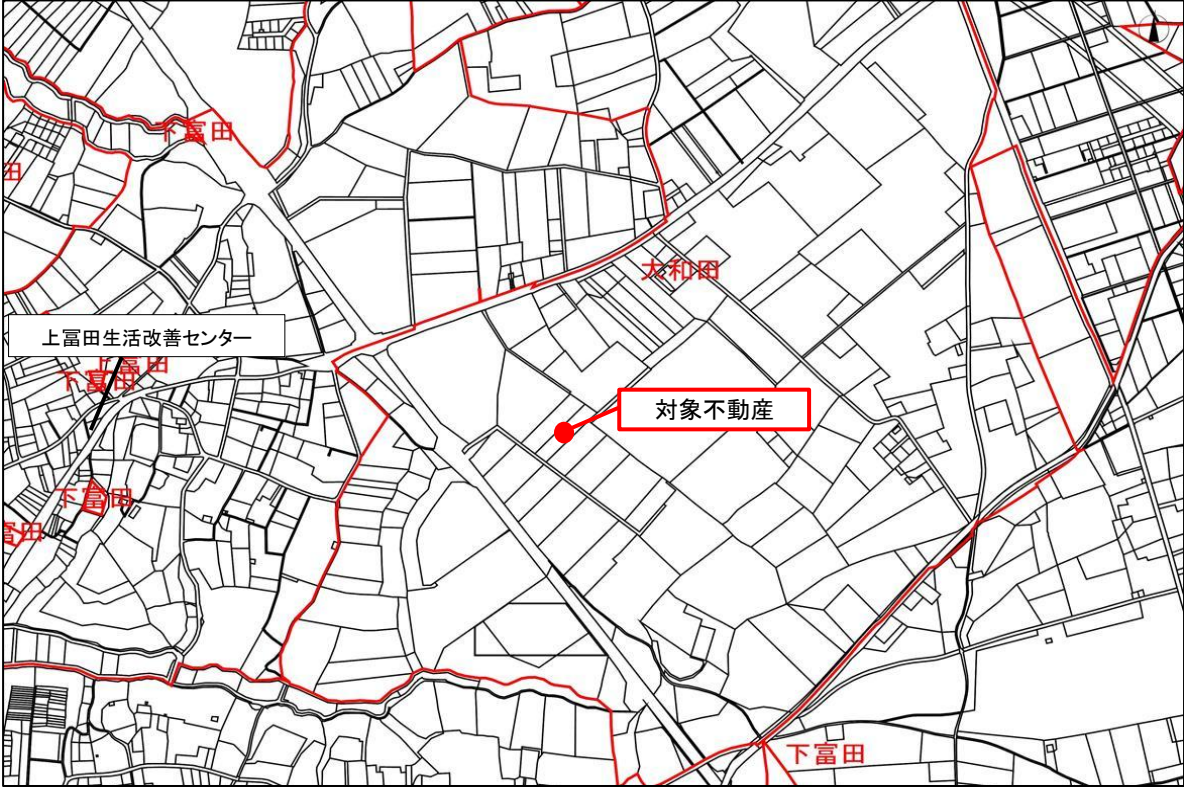


銚田市公告第29号

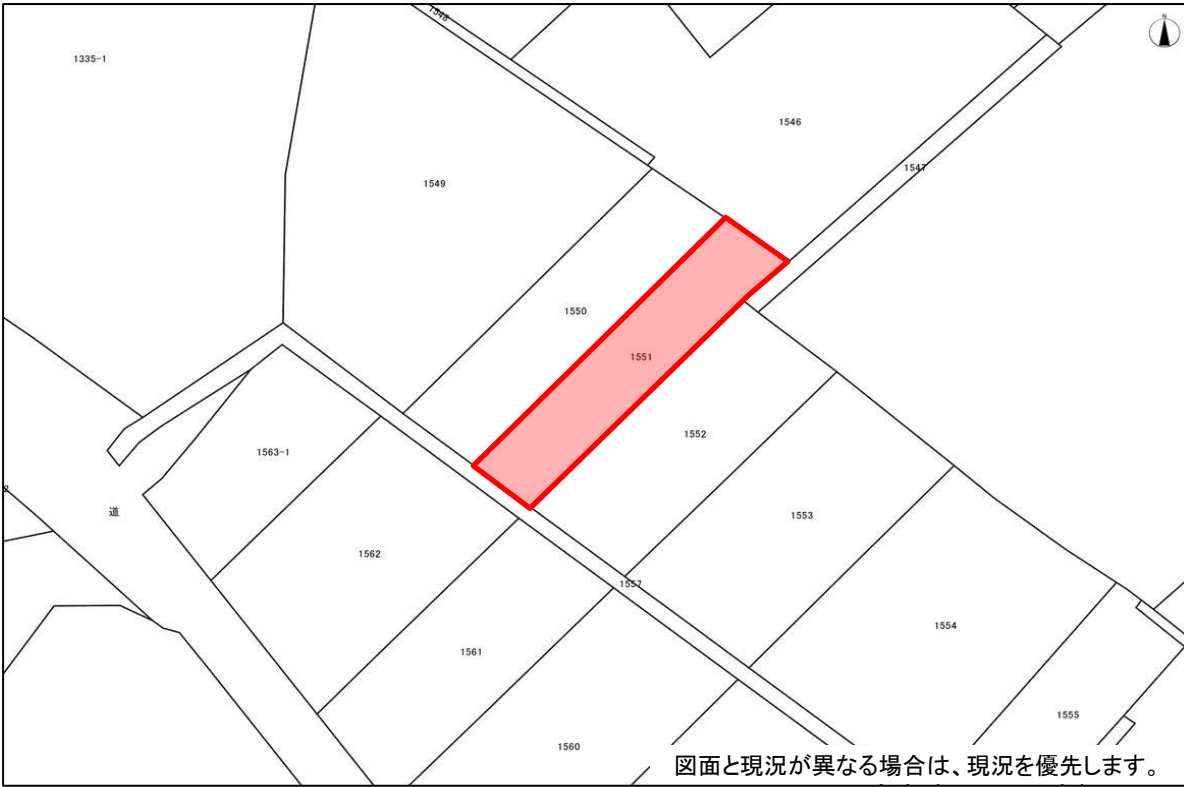
売却区分番号	R8-10	入札日時	令和8年7月30日	午前10時20分から
			令和8年7月30日	午前11時00分まで
見積価額	440,000円		公売保証金	50,000円
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 銚田市大和田字広山</p> <p>地番 1551番</p> <p>地目 畑</p> <p>地積 1804㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	鹿島臨海鉄道大洗鹿島線「徳宿」駅の西方約6.5km 銚田市役所の北西方約8.0km 近隣の集落中心(上富田生活改善センター)まで約0.8km JA新ひたち野小川営農センターまで約7.0km(いずれも道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域、用途地域の指定なし、農業振興地域内、農用地区域内、土地改良区域外			
接道状況	南西側 幅員約2.5m 未舗装 法定外道路 系統連続性:行き止まり			
物件の概況	地勢	概ね平坦		
	画地条件	間口:約19m 奥行:約96m		
	形状	ほぼ長方形		
使用状況等	耕作準備中の畑 管理の程度は普通(耕作にあたり特段の復旧作業は不要)			
特記事項	農地につき、買受人には「買受適格証明書」を要す。 農地法第3条に規定する永小作権、賃借権等の該当は無い。			
一括換価について	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。			
[ 注 意 事 項 ]	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、執行機関(銚田市)は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関(銚田市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>4 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ol>			

売却区分番号	R8-10
--------	-------

所在図	
-----	--



見取図	
-----	--



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

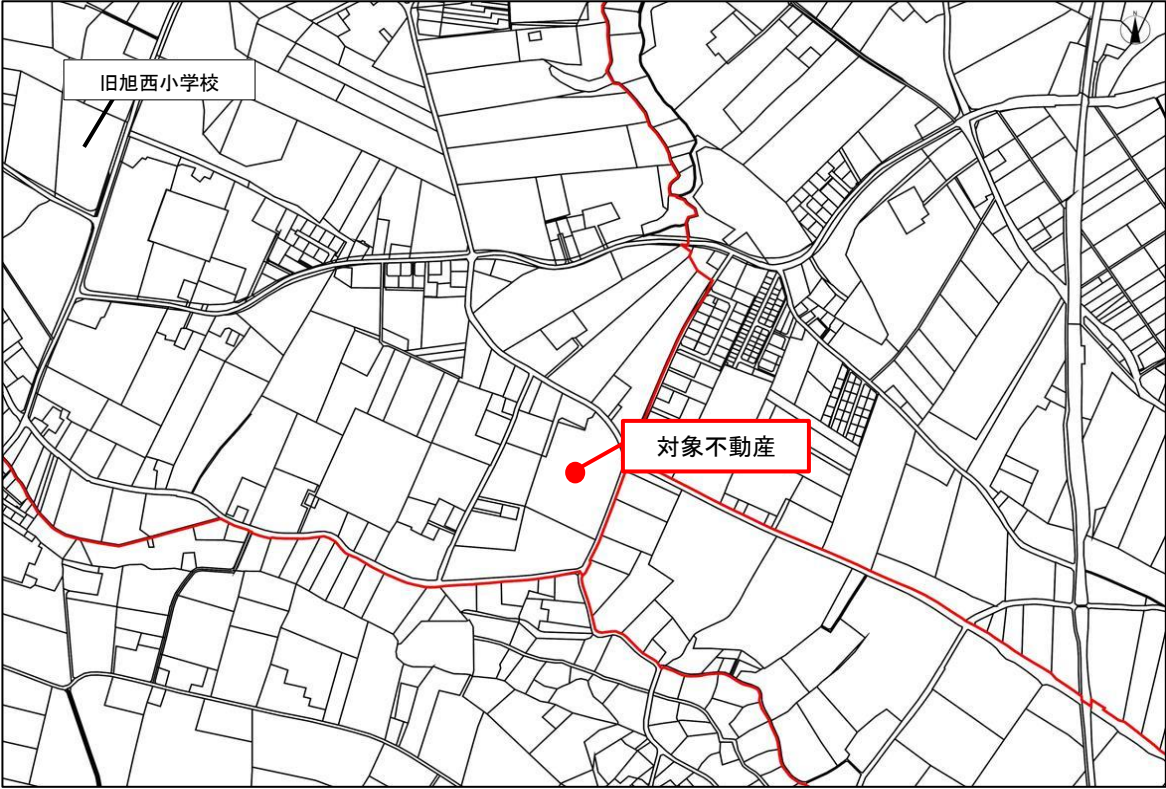


銚田市公告第30号

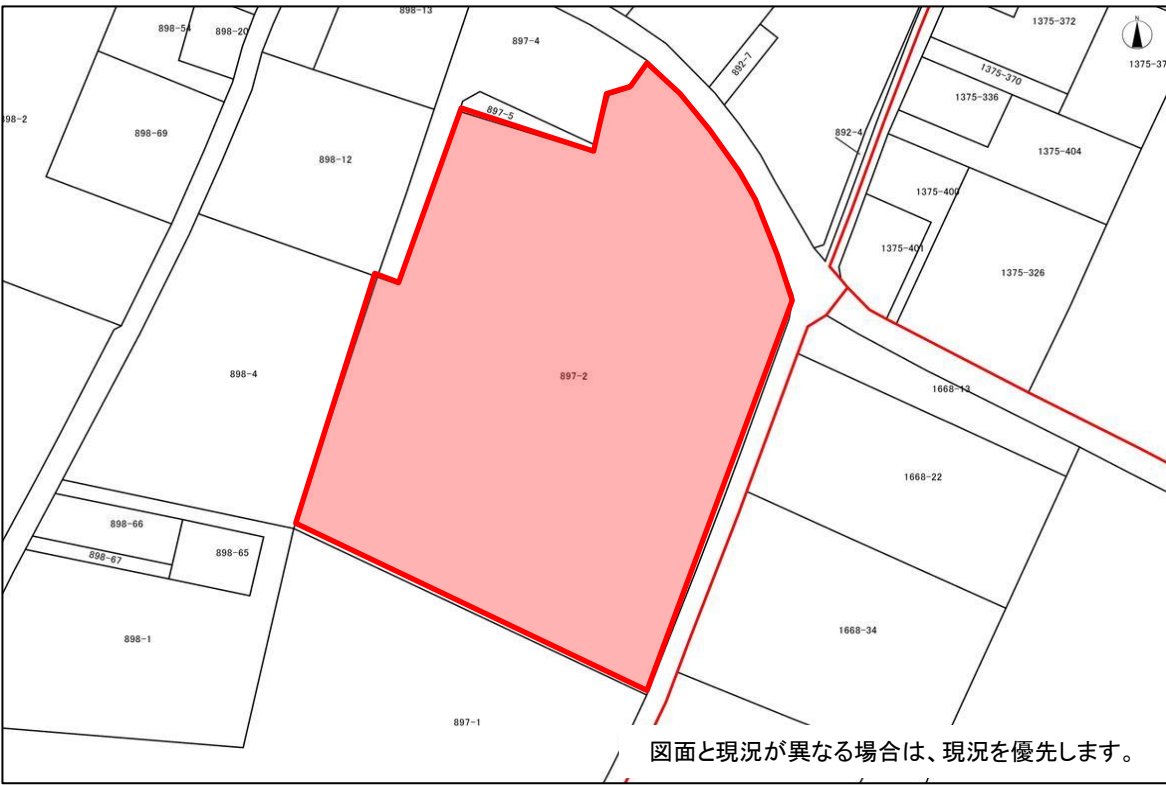
売却区分番号	R8-12	入札日時	令和8年7月30日	午前10時20分から
			令和8年7月30日	午前11時00分まで
見積価額	3,480,000円		公売保証金	350,000円
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 銚田市鹿田字下境沼</p> <p>地番 897番2</p> <p>地目 畑</p> <p>地積 14319㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>				
物件の位置	鹿島臨海鉄道大洗鹿島線「鹿島旭」駅の西約1.1km 銚田市役所の北方約8.5km 近隣の集落中心(新田公民館)まで約0.5km JA旭村営農センターまで約2.0km (いずれも道路距離)			
公法上の規制	非線引都市計画区域、用途地域の指定なし、農業振興地域内、農用地区域内、土地改良区域外			
接道状況	北東側 幅員約6.5m 舗装市道 系統連続性は普通			
物件の概況	地勢	概ね平坦		
	画地条件	間口:約80m 奥行:約150m		
	形状	不整形		
使用状況等	耕作中の畑 管理の程度は普通(耕作にあたり特段の復旧作業は不要)			
特記事項	買受人の資格その他の要件:農地につき「買受適格証明書」を要す。 農地法第3条に規定する永小作権、賃借権等の該当は無い。			
一括換価について	国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。			
[ 注 意 事 項 ]	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、執行機関(銚田市)は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関(銚田市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>4 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</li> </ol>			

売却区分番号 R8-12

所在図



見取図



図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。



